

資料 2

ごみ処理手数料の見直しと自転車回収の有料化の開始時期について

1. 結論

- ① ごみ処理手数料は、令和 6 年度に見直し令和 7 年 4 月から施行とする。
- ② 自転車回収の有料化は、現在、自転車回収は資源として扱っており、有償で引き取りされているため、逆有償になった時点で、ごみとして扱うこととして有料化を検討する。

2. 経緯

平成31年度 (令和元年度)	・多治見市では全庁的に 4 年度ごとに手数料、使用料等の見直しを実施しており、令和 3 年 4 月からごみ処理手数料の見直しをするため改定（案）の作成を開始した。
令和 2 年度	・コロナ禍により 1 年延期して、令和 4 年 4 月から手数料、使用料等の見直しをすることが決定した。 ・ごみ処理手数料の見直しのタイミングに合わせて改定できるよう、自転車回収の有料化およびスプリング入りマットレス処理手数料の新設について検討を開始した。 ・第 1 回廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）で、①ごみ処理手数料の改定、②自転車回収の有料化、③スプリング入りマットレス処理手数料の新設について提案し、次回の審議会で「具体的な金額等を示す」とした。 ・令和 3 年 2 月に第 2 回審議会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス緊急事態宣言の発令により、「令和 3 年度一般廃棄物処理実施計画」の策定のみ書面開催にて審議し、①ごみ処理手数料の改定、②自転車回収の有料化、③スプリング入りマットレス処理手数料の新設についての審議は延期とした。
令和 3 年度	・コロナ禍が終息しない状況や市民生活への影響を考慮して、全庁的な手数料、使用料等の見直しについては、令和 7 年 4 月まで延期すると決定した。